

喜多方市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	現行
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第1節 基本方針等（第4条・第5条）	第1節 基本方針等（第4条・第5条）
第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）	第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
第3節 設備に関する基準（第8条）	第3節 設備に関する基準（第8条）
第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）	第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等（第45条・第46条）	第1節 基本方針等（第45条・第46条）
第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）	第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）
第3節 設備に関する基準（第49条）	第3節 設備に関する基準（第49条）
第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）	第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）
第3章の2 地域密着型通所介護	
第1節 基本方針（第59条の2）	
第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）	
第3節 設備に関する基準（第59条の5）	
第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）	
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）	
第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）	
第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）	
第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）	
第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針（第60条）	第1節 基本方針（第60条）
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）

改正後	現行
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条―第66条） 第3節 運営に関する基準（第67条―第80条） 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針（第81条） 第2節 人員に関する基準（第82条―第84条） 第3節 設備に関する基準（第85条・第86条） 第4節 運営に関する基準（第87条―第108条） 第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針（第109条） 第2節 人員に関する基準（第110条―第112条） 第3節 設備に関する基準（第113条） 第4節 運営に関する基準（第114条―第128条） 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護 第1節 基本方針（第129条） 第2節 人員に関する基準（第130条・第131条） 第3節 設備に関する基準（第132条） 第4節 運営に関する基準（第133条―第149条） 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第1節 基本方針（第150条） 第2節 人員に関する基準（第151条・第152条） 第3節 設備に関する基準（第153条） 第4節 運営に関する基準（第154条―第178条） 第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第179条・第180条） 第2款 設備に関する基準（第181条） 第3款 運営に関する基準（第182条―第190条） 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針（第191条） 第2節 人員に関する基準（第192条―第194条）	第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条―第66条） 第3節 運営に関する基準（第67条―第80条） 第5章 小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針（第81条） 第2節 人員に関する基準（第82条―第84条） 第3節 設備に関する基準（第85条・第86条） 第4節 運営に関する基準（第87条―第108条） 第6章 認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針（第109条） 第2節 人員に関する基準（第110条―第112条） 第3節 設備に関する基準（第113条） 第4節 運営に関する基準（第114条―第128条） 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護 第1節 基本方針（第129条） 第2節 人員に関する基準（第130条・第131条） 第3節 設備に関する基準（第132条） 第4節 運営に関する基準（第133条―第149条） 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第1節 基本方針（第150条） 第2節 人員に関する基準（第151条・第152条） 第3節 設備に関する基準（第153条） 第4節 運営に関する基準（第154条―第178条） 第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第179条・第180条） 第2款 設備に関する基準（第181条） 第3款 運営に関する基準（第182条―第190条） 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針（第191条） 第2節 人員に関する基準（第192条―第194条）

改正後	現行
第3節 設備に関する基準（第195条・第196条） 第4節 運営に関する基準（第197条―第203条） 第10章 委任（第204条） 附則 （心身の状況等の把握） 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第59条の6、第59条28及び第59条の29</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （管理者等の責務） 第30条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 （略） （管理者等の責務） 第54条 （略） 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 （略）	第3節 設備に関する基準（第195条・第196条） 第4節 運営に関する基準（第197条―第203条） 第10章 委任（第204条） 附則 （心身の状況等の把握） 第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章<u>及び第67条</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （管理者等の責務） 第30条 （略） 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 （略） （管理者等の責務） 第54条 （略） 2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 （略）

改正後	現行
着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 （4）機能訓練指導員 1以上 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支	

改正後	現行
第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。 第2款 人員に関する基準 （従業者の員数） 第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確	

改正後	現行
行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。 （管理者の責務） 第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。	

改正後	現行
<u>(準用)</u> 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「12箇月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>(心身の状況等の把握)</u> 第67条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 <u>(利用料等の受領)</u> 第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

改正後	現行
所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 _____ 第72条 削除 _____ _____ _____ _____ _____ (運営規程) 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。_____） (5)～(10) (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	_____は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (管理者の責務) 第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業員の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程) 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。） (5)～(10) (略) (勤務体制の確保等) 第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業員によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

改正後	現行
(準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、<u>第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</u>	(準用) 第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条<u>及び第53条</u> <u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u>
第105条 削除	(地域との連携等) 第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2箇月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交

改正後	現行
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第9号に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (9) (略) (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある	<u>流を図らなければならない。</u> 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> 5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、<u>当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (記録の整備) 第107条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第9号に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (9) (略) (準用) 第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第74条及び第77条</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある

改正後	現行
のは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u> (記録の整備) 第127条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から第8号に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (8) (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条</u> <u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」</u>	のは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第72条第2項</u> 中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。 (記録の整備) 第127条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から第8号に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u> に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (8) (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、<u>第72条、第77条</u> <u>、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第72条第2項</u> 中「この節」とあるのは「第6章第4節」と

改正後	現行
とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、 「<u>6 箇月</u>」とあるのは「<u>2 箇月</u>」と、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と 読み替えるものとする。 (記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第9号に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (9) (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 箇月」とあるのは「2 箇月」と</u></u>	____、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と、 <u>第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」</u> とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、 「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。 (記録の整備) 第148条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第10号に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (9) (略) (準用) 第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、 <u>第72条第2項</u> 中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、<u>第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動</u>

改正後	現行
_____読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) (記録の整備) 第177条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>第8号</u>に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては2年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (8) (略) (準用) 第178条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第3	<u>状況</u>』と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等_____又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) (記録の整備) 第177条 (略) 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>第7号</u>に係る記録にあつては5年間、それ以外の記録にあつては2年間保存しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (8) (略) (準用) 第178条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第3

改正後	現行
6条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と読み替えるものとする。 (準用) 第190条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、	6条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。 (準用) 第190条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、

改正後	現行
型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、第74条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあり、並びに 第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。